

鳥取県告示第66号

平成21年鳥取県告示第213号（鳥取県立生涯学習センターの利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）第11条第2項の規定に基づき平成22年2月9日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成22年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																
1 利用料金 (1) 略 (2) ホール設備利用料 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>利用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td><u>DLP方式プロジ ェクター</u></td><td>1台1時間につき 350円</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> 備考 略 (3) 略	区分	利用料	略		<u>DLP方式プロジ ェクター</u>	1台1時間につき 350円	略		1 利用料金 (1) 略 (2) ホール設備利用料 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>利用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td><u>液晶プロジェクタ ー</u></td><td>1台1時間につき 350円</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> 備考 略 (3) 略	区分	利用料	略		<u>液晶プロジェクタ ー</u>	1台1時間につき 350円	略	
区分	利用料																
略																	
<u>DLP方式プロジ ェクター</u>	1台1時間につき 350円																
略																	
区分	利用料																
略																	
<u>液晶プロジェクタ ー</u>	1台1時間につき 350円																
略																	
2 略	2 略																

附 則

この告示は、平成22年2月10日から施行する。